

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 11 月 26 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500662号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500060号

## 第1 結論

請求期間のうち、昭和42年4月及び同年5月、昭和50年7月から昭和51年6月までの期間、並びに昭和53年4月から昭和54年3月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和42年4月及び同年5月  
② 昭和42年6月から昭和50年6月まで  
③ 昭和50年7月から昭和51年6月まで  
④ 昭和53年4月から昭和54年3月まで

私は、亡くなった妻と一緒に国民年金制度発足当初に国民年金に加入し、妻が納税貯蓄組合を通して夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付していたが、私が農協の正職員となったことから私だけ国民年金をいったんやめた。農協を退職した後に、友人から国民年金の再加入を勧められ、農協に勤務していた期間の国民年金保険料を納付するよう言われたため、昭和50年7月20日に別の友人から5万円を借りて遡って納付した。その後は、妻が納税貯蓄組合を通して毎月国民年金保険料を納付していたので未納はないはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①については、請求者の国民年金手帳記号番号は制度発足当初に払い出されており、当該期間前の昭和36年4月から昭和42年3月までの国民年金保険料は納付済みである上、請求期間①は2か月と短期間である。

請求期間③及び④については、請求者は、妻が納税貯蓄組合を通して国民年金保険料を毎月納付していたとしているところ、請求者が居住する地区において、昭和50年以降請求期間③及び④を通して納税貯蓄組合の支部長であったとする者は、「当時は地区をいくつかのグループに分け、グループごとに担当者が税金、国民健康保険料及び国民年金保険料を毎月集金し、

私が集計していた。年度末には国民年金保険料等の領収証書を各人に届けており、私が支部長であった期間、未納者は一人もおらず、全員完納であった。」と証言している上、請求期間③と請求期間④に挟まれた昭和 51 年 7 月から昭和 53 年 3 月までの期間、及び請求期間④以降 60 歳になるまでの期間の請求者の国民年金保険料は全て納付済みである。

また、請求者と連番で国民年金手帳記号番号が払い出され、請求者の国民年金保険料を納付していたとする請求者の妻は、昭和 36 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料を全て納付しており、請求内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間②は、厚生年金保険被保険者期間（当時は、A 共済組合加入期間）であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、請求者が請求期間②の国民年金保険料として納付したとする金額は、当時実施されていた第 2 回特例納付制度を利用する等により、納付した場合の請求期間②の保険料額と相違している。

さらに、請求者は、友人に 5 万円を借りて請求期間②の国民年金保険料を納付したとして、昭和 50 年 7 月 20 日付けの友人宛ての借用書及び昭和 51 年 5 月 10 日付けの友人の領収証を提出しているが、当該資料から、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付したことを推認することはできない。

このほか、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500622号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500183号

## 第1 結論

請求者のA社における平成18年12月15日の標準賞与額を147万5,000円、平成19年7月15日、同年12月15日及び平成20年7月15日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成18年12月15日、平成19年7月15日、同年12月15日及び平成20年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月15日、平成19年7月15日、同年12月15日及び平成20年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年12月  
② 平成19年7月  
③ 平成19年12月  
④ 平成20年7月

A社に勤務した請求期間①から④までに係る標準賞与額の記録がない。当該期間についても賞与の支払があり、厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、請求者から提出された賞与明細書及びA社の経理資料を保管するB社から提出された賃金台帳並びに同社経理担当者の陳述により、請求者は、A社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①から④までに係る賞与支給日については、上記経理担当者の陳述から、請求期間①は平成18年12月15日、請求期間②は平成19年7月15日、請求期間③は平成19年12月15日、請求期間④は平成20年7月15日とすることが妥当である。

また、請求期間①の標準賞与額については、上記貸金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、147万5,000円とすることが妥当であり、請求期間②、③及び④の標準賞与額については、上記貸金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額はいずれも150万円を超えているところ、厚生年金保険法において、標準賞与額が150万円を超えるときは、これを150万円とする旨規定されていることから150万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500617号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500184号

## 第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成23年6月1日から同年3月21日に訂正し、同年3月から同年5月までの標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

平成23年3月21日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年3月21日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 平成2年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成23年3月21日から同年6月1日まで

平成23年3月21日にA事業所に入社し、4月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得日は同年6月1日となっていたことから、その旨A事業所に伝え、同事業所から「厚生年金保険の記録を変更した。」と言われた。

B事業所を退職し、厚生年金保険から国民年金へ切り替えた際、請求期間の厚生年金保険の加入記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっていることを知った。給与明細書を提出するので、厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、請求者から提出された平成23年4月度、平成23年5月度及び平成23年6月度給与明細書並びにB事業所から提出された平成23年4月度、平成23年5月度及び平成23年6月度給与明細一覧表により、請求者は、同事業所に平成23年3月21日から継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記給与明細書及び給与明細一覧表により確認

できる厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年3月から同年5月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500687号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500186号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和49年5月31日から同年6月1日に訂正し、昭和49年5月の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

昭和49年5月31日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和49年5月31日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務している時に子会社であるC社に出向を命じられたが、請求期間も継続して勤務し、保険料も控除されていたので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

B社の回答並びに同社の人事部担当者及び複数の従業員の陳述により、請求者は請求期間において、A社に継続して勤務(A社から同社の子会社であるC社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、請求者のA社における勤務期間は昭和49年5月31日までと思われる旨のB社及びA社において請求期間に請求者と同じ支店で勤務していたとする者の回答・陳述から、昭和49年6月1日とすることが相当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社における事業所別被保険者名簿の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和49年5月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の昭和49年5月31日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500714号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500187号

## 第1 結論

請求者のA社における平成18年7月20日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成18年7月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年8月11日  
② 平成18年7月20日

年金事務所からの通知により、A社に勤務した期間のうち、請求期間①の標準賞与額は記録されておらず、請求期間②の標準賞与額は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっていることが分かった。請求期間①は標準賞与額を記録し、請求期間②は保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間②については、A社から提出された請求者に係る「平成18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び「平成18年夏賞与支給額、源泉所得税および社会保険料計算書」により、平成18年7月20日に賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額(15万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年7月20日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成18年7月20日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は

当該期間の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①については、A社から提出された請求者に係る「平成 16 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び「平成 16 年夏賞与支給額、源泉所得税および社会保険料計算書」により、請求者に賞与が支給されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500736号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500190号

## 第1 結論

請求者のA社における平成14年2月16日から同年11月30日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成14年2月から同年10月までの標準報酬月額については、9万8,000円から62万円とする。

平成14年2月から同年10月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成14年2月16日から同年11月30日まで

年金事務所において、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際の報酬月額より低い金額で記録されていることを知らされた。給与明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間の標準報酬月額は、当初62万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成14年11月30日。以下「全喪日」という。)の後の平成15年1月10日付けで、資格取得日である平成14年2月16日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」により、同社は請求者の請求期間における標準報酬月額を62万円として届け出ていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、請求者と同様に全喪日後に標準報酬月額の減額処理が行われている者が事業主を含め11人確認できる上、A社から提出された充当明細書等により、同社は請求期間に係る厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成15年1月10日付けで行われた遡及減額処理は事実即したものと考へ難く、請求者について平成14年2月16日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た62万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500522号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500059号

## 第1 結論

昭和45年\*月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和45年\*月から昭和52年3月まで

私は、昭和46年6月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、20歳になった昭和45年\*月から昭和52年3月までの国民年金保険料を、郵便局や銀行の窓口で納付していた記憶があるが、国の記録によると、請求期間が未加入期間となっているので、調査の上、請求期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和46年6月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、20歳になった昭和45年\*月から昭和52年3月までの国民年金保険料を納付したと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続については、請求者がA市の後に居住したとするB市C区において、昭和54年11月に任意加入したことが、同区に係る国民年金受付処理簿により確認できるものの、それ以前にA市において国民年金に加入した形跡は見当たらず、請求内容と符合しない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記任意加入時に払い出された国民年金手帳記号番号と別の手帳記号番号が請求者に対して払い出されたことを確認することができない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500743号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500182号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年6月

A社のB工場に車体組立の期間従業員として勤務した期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。当該期間に賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間にA社のB工場において、期間従業員として勤務していたとしているところ、同社は、請求期間当時、期間従業員には賞与を支給しておらず、厚生年金保険料も控除していない旨回答している。

また、オンライン記録により、請求期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員に照会したところ、回答のあった従業員は、自身も期間従業員として勤務していたので賞与は支給されていなかった旨回答している。

さらに、A社が加入しているC健康保険組合は、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録はない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500619号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500185号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成12年8月1日から平成13年10月1日まで

平成12年8月の報酬月額変更について、厚生年金基金の記録では請求期間の標準報酬月額が36万円とされているものの、厚生年金保険の記録では34万円とされているため、厚生年金保険の標準報酬月額を36万円に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る改定月を平成12年8月とする「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」によると、改定後の標準報酬月額は34万円と記入されていることが確認できる。

また、A社から提出された請求者に係る平成12年分及び平成13年分の賃金台帳により、事業主が控除していたと認められる厚生年金保険料(3万1,230円)に見合う標準報酬月額は36万円であるが、当該賃金台帳には請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額の一部に、平成12年4月に遡及して昇給した給与の差額(1万7,360円)が加算されているところ、標準報酬月額の随時改定を行う場合、本来は当該差額を差し引いて標準報酬月額を算出するべきであり、当該差額を差し引いて算出した標準報酬月額は34万円であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記賃金台帳により、請求者の請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(34万円)と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500772号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500188号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA連合会本部における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年3月1日から同年9月1日まで

A連合会本部に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬月額と相違していることが分かった。同本部は、その後、年金事務所に報酬月額に係る訂正の届出を行ったが、時効により保険料を納付することができず、標準報酬月額の差額は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A連合会本部から提出された請求者の請求期間に係る「職員賃金」(以下「賃金台帳」という。)によると、請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は26万円であるものの、請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は22万円であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記賃金台帳により、請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額(26万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(22万円)よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額(22万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500773号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500189号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA連合会本部における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和63年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年9月1日から平成25年7月1日まで

A連合会本部に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬月額と相違していることが分かった。同本部は、その後、年金事務所に報酬月額に係る訂正の届出を行ったが、時効により保険料を納付することができず、標準報酬月額の差額は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A連合会本部から提出された請求者の請求期間に係る「職員賃金」(以下「賃金台帳」という。)によると、請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は26万円であるものの、請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は24万円であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記賃金台帳により、請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額(26万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(24万円)よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額(24万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。